

【E】令和3年度「一貫指導システム構築事業 優秀競技者招聘」実施要項

1 目的

- (1) 各競技団体が優れた素質を持つ選手を中・長期的かつ計画的に育成強化するためのシステム構築に向けた事業経費の一部を補助することで、一貫指導体制を整備・充実させるとともにジュニアアスリートの育成強化を図り、もって本県競技力の向上に資する。
- (2) 中央競技団体等が行う研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、習得した指導法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者の資質向上を図る。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟団体対象 4 1 競技団体のうち希望する団体

- | |
|---|
| ①水泳 ②ボート ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー
⑨ボクシング ⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング
⑮ハンドボール ⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング
㉓柔道 ㉔ソフトボール ㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳
㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞クレー ㉟なぎなた ㊱ボウリング ㊲ゴルフ
㊳トライアスロン ㊴スケート ㊵アイスホッケー ㊶スキー |
|---|

3 補助対象事業

有望な競技団体が、世界レベルで活躍するトップアスリートを招聘した練習会等を実施することで、競技団体が指導方法を改善し、小中学生育成システムのブラッシュアップを図る事業。

4 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月末まで

5 希望調査期間

令和3年4月14日から令和3年4月28日まで

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (4) 練習会等については、年間を通して継続的に実施すること。
- (5) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- (6) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (7) 本年度より、押印の取扱いについて、様式9「補助金交付申請書」、様式10-4「謝金領収書」、様式10-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式10「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。